

様式例第1号（第4条関係）

パブリックコメントによる意見募集案件公表書

1. 案の名称	朝来市生活改善センター条例の廃止についてのパブリックコメントの実施について
2. 案の概要	<ul style="list-style-type: none"> 朝来市黒川生活改善センター【生野支所】 施設の老朽化に伴い、施設の利用頻度も少なく、黒川区も譲渡を希望されないことから、条例を廃止する。 朝来市朝来生活改善センター【朝来支所】 朝来市朝来生涯学習センターの一部として使用しているため、条例を廃止する。
3. 意見募集の趣旨と実施機関の考え方	<p>市の公共施設を廃止するに当たり、広く意見を募集するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝来市黒川生活改善センター【生野支所】 条例廃止後、解体除却する。 朝来市朝来生活改善センター【朝来支所】 条例廃止のうえ、朝来生涯学習センターとして従前どおり活用する。
4. 募集期間	令和8年1月13日～ 令和8年2月13日
5. 案の配布場所等	本庁市民課、各支所（生野・山東・朝来）窓口、 朝来市ホームページ
6. 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 郵便又は持参による場合 <u>送付先 生野支所</u> <u>（〒679-3392 朝来市生野町口銀谷791-1）</u> <u>朝来支所</u> <u>（〒679-3431 朝来市新井73-1）</u> ファクシミリによる場合 <u>送付先 生野支所 079-679-4638</u> <u>朝来支所 079-677-1513</u> 電子メールによる場合 <u>送付先</u> <u>生野支所 ikuno-chiiki@city.asago.lg.jp</u> <u>朝来支所 asago-chiiki@city.asago.lg.jp</u> <p>*いずれの場合も別紙様式第2号により提出してください。</p>
7. 意見・市の考え方等の公表予定期	令和8年2月末頃
8. 実施機関(担当課等)	朝来市生野支所及び朝来市朝来支所
9. 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 意見を提出していただく際は、氏名、住所等を記載してください。 いただいた意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
意見等を提出できる方	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する人 市内の事業所に勤務する人又は市内に学校に通学する人 市内において事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体で事業活動を行っているもの パブリックコメント手続に係る案件に関し利害関係を有するもの

朝来市生活改善センター条例廃止の概要について

1. 条例を廃止する目的

朝来市生活改善センター条例では、第2条（名称及び位置）において、次の二つの施設を位置付けています。

名称	位置
朝来市黒川生活改善センター	朝来市生野町黒川84番地
朝来市朝来生活改善センター	朝来市新井73番地1

(1) 朝来市黒川生活改善センター

朝来市黒川生活改善センターは、黒川区の中央付近に位置し、黒川区民の集会施設として、平成28年度から10年間、黒川区を指定管理者としてきました。

10年の指定管理期間が満了する令和7年度に、黒川区へ無償譲渡する協議を行いましたが、黒川区が無償による譲受を希望されなかつたため、また、現状の施設維持も希望されなかつたため、条例から施設を削除するものです。

(2) 朝来生活改善センター

朝来市朝来生涯学習センターの一部として使用しているため、条例から施設を削除するものです。

上記（1）（2）のとおり、朝来市生活改善センター条例で位置付けている二つの施設を削除することから、朝来市生活改善センター条例そのものを廃止します。

2. 条例廃止後の予定

(1) 朝来市黒川生活改善センター

条例から削除後、当該施設は、解体除却する予定としています。

(2) 朝来市朝来生活改善センター

条例から削除しますが、朝来市生涯学習センター条例で位置付けられているため、従前のとおり、朝来市朝来生涯学習センターとして設置します。



黒川生活改善センター 全景



朝来生活改善センター 位置図



朝来生活改善センター 全景

